

○千歳市エコチャレンジ補助金交付要綱

平成21年12月14日 市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市民が温室効果ガス排出削減にチャレンジするために行う新エネルギー機器の整備等を千歳市環境基本条例（平成10年千歳市条例第21号）第21条の規定により支援するための補助制度に関し必要な事項を定め、本市における温室効果ガス排出削減対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

2 この要綱において「住宅」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 所有者が現に居住する（やむを得ない理由により現に居住していないが、その所有者の父母、配偶者又は子が現に居住している場合を含む。）市内の住宅（アパート等の営業用のものを除く住居兼店舗を含む。次号において同じ。）
- (2) 所有者が居住する予定である新築の住宅で、補助金の申請を募集する年度内に完成予定のもの（当該住宅が完成している場合は、購入予定のもの）

(補助対象機器)

第3条 補助の対象となる新エネルギー機器（以下「対象機器」という。）は、別表1に定めるものとする。

(申請の制限)

第4条 この要綱に規定する補助金の交付を受けたことがある者及び当該者と同一世帯に属する者は、当該補助金の交付を受けた対象機器と同一の対象機器について申請することができない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(調査)

第5条 市長は、この要綱による補助に関し必要があると認めるときは、補助を受けて対象機器を設置した者から報告を求め、又は自ら調査を実施することができる。

(補助対象者)

第6条 補助金交付の対象となる者は、住宅に対象機器を設置する予定があり、次に掲げる要件のすべてを備える者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 当該申請年度の3月15日時点で、市民であること。
- (2) 市税（納税義務者に限る。）を滞納していないこと。
- (3) 住宅における温室効果ガス排出削減に寄与するエネルギー利用又は自動車利用等の状況を連続する1年間においてモニターし、毎月の集計結果を市長に報告するとともに取り組みに関するアンケートに回答すること。

(4) その他市長が依頼する事項に協力すること。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、対象機器の区分に応じ、別表2に定めるものとする。

(補助金の交付申請及び受付)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、対象機器の設置工事着手前に、千歳市エコチャレンジ補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、予算の範囲内において、補助金の交付申請の受付を先着順に行う。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請を受け付けた後、速やかに内容を審査するとともに、必要な調査を行い、補助金交付の適否及び補助金交付予定額を決定し、千歳市エコチャレンジ補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助申請者に通知しなければならない。

(計画変更)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書に記載した次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更の承認を受けるため、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 対象機器の機種、仕様等の変更

(2) 対象機器の設置予定額の変更。ただし、設置予定額の変更が増減10%以内の範囲でかつ補助金交付予定額の変更がない場合を除く。

2 市長は、第1項による申請があったときは、その内容を審査し、計画変更承認（不承認）を補助事業者に通知するものとする。ただし、計画変更による補助金の交付決定額の増額は、予算の範囲内で行うことができる。

(計画中止)

第11条 補助事業者は、対象機器の設置を中止しようとするときは、速やかに計画の中止を設置計画中止届（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、機器の設置が完了し、工事代金の支払いが終了した日から30日以内かつ当該申請年度の3月15日までに、千歳市エコチャレンジ補助金対象機器設置等状況報告書（第4号様式）に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(交付額確定及び請求書の提出並びに補助金の交付)

第13条 市長は、前条による状況報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合することを確認する。ただし、交付決定の内容に適合し

ないと認めるときは、補助事業者に対して是正措置を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による状況報告書の審査及び検査の結果、機器等が適正に設置されていると認めるときは、補助金の額を確定し千歳市エコチャレンジ補助金確定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知する。
- 3 補助事業者は、補助金確定通知がなされた場合、千歳市エコチャレンジ補助金請求書（第6号様式）を市長に提出するものとする。
- 4 補助金の交付は、補助事業者の指定した金融機関の口座に振り込むことを原則とする。

（財産処分の制限）

第14条 補助事業者は、対象機器について、補助金の交付額が確定した日から起算して10年を経過する日までの期間（以下「管理期間」という。）、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する管理期間内において、対象機器を処分する必要があるときは、あらかじめ千歳市エコチャレンジ補助金財産処分承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象機器を処分する場合は、事後の提出でよいものとする。
- 3 市長は、前項の規定による承認申請があったときは、当該申請の内容を審査し、財産処分の承認又は不承認を決定し、千歳市エコチャレンジ補助金財産処分承認・不承認通知書（第8号様式）により当該申請者に通知しなければならない。
- 4 補助事業者は、前項の規定による承認を受けて対象機器を管理期間内に処分したときは、千歳市エコチャレンジ補助金財産処分報告書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象機器の設置を中止したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 前条に規定する管理期間内に対象機器を処分したとき。
 - (4) 補助金交付決定等に付した条件又はこの要綱の規定に違反したと市長が認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、当該補助事業者に対し、千歳市エコチャレンジ補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により、通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、千歳市エコチャレンジ補助金返還命令書（第11号様式。以下「返還命令書」という。）により、別表3に定める割合に応じて補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。ただし、市長が

次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は返還しなくてよいものとする。

- (1) 天災等による破損、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象機器を処分する場合
 - (2) 立地上又は構造上危険な状態にある場合の取り壊し等で対象機器を処分する場合
 - (3) 第14条に規定する管理期間内に対象機器を売却等により処分し、引き続き利用される場合
 - (4) その他市長が認める場合
- 2 前項の規定により返還を命じられた者は、返還命令書に記載された期限（以下「返還期限」という。）内に当該補助金を返還しなければならない。
 - 3 前項に規定する返還期限は、返還命令のなされた日から20日以内とする。
 - 4 市長は、第2項に規定する返還期限までに当該補助金の返還がない場合には、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に基づいて計算した延滞金を徴するものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、千歳市エコチャレンジ補助金の交付に関し必要な事項は、市民環境部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月19日市長決裁）

この要綱は、平成24年4月19日から施行する。

附 則（平成24年7月2日抄）

（施行期日）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月6日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月5日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月26日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年9月26日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の千歳市エコチャレンジ補助金交付要綱の規定によりされた申請、決定その他の行為は、この要綱による改正後の千歳市エコチャレンジ補助金交付要綱の規定によりされた申請、決定その他の行為

とみなす。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定により定められている耐用年数が10年を下回る対象機器を処分する場合は、この限りでない。

別表1（第3条関係）

対象機器	機器要件	補助範囲
太陽光発電システム	要領に定める	要領に定める
太陽熱利用システム		

別表2（第7条関係）

対象機器	補助金の算定	限度額
太陽光発電システム	2万円に最大出力キロワットを乗じて得た額	上限80,000円
太陽熱利用システム	対象機器の購入・設置に要する費用に1/10を乗じて得た額	上限40,000円

- ※ 太陽光発電システムの最大出力は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（キロワット表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）で算出する。
- ※ 補助金交付額は、対象機器ごとに算出する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

別表3（第16条関係）

使用期間	返還の割合
財産の処分日が、補助金の交付額が確定した日から起算して1年に満たない場合	100%
財産の処分日が、補助金の交付額が確定した日から起算して1年以上2年未満	90%
財産の処分日が、補助金の交付額が確定した日から起算して2年以上3年未満	80%
財産の処分日が、補助金の交付額が確定した日から起算して3年以上4年未満	70%
財産の処分日が、補助金の交付額が確定した日から起算して4年以上5年未満	60%
財産の処分日が、補助金の交付額が確定した日から起算して5年以上6年未満	50%
財産の処分日が、補助金の交付額が確定した日から起算して6年以上7年未満	40%
財産の処分日が、補助金の交付額が確定した日から起算して7年以上8年未満	30%
財産の処分日が、補助金の交付額が確定した日から起算して8年以上9年未満	20%
財産の処分日が、補助金の交付額が確定した日から起算して9年以上10年未満	10%
財産の処分日が、補助金の交付額が確定した日から起算して10年以上の場合	なし

- 注1 補助金の交付を受けたことがある者及び当該者と同一世帯に属する者は、補助金の交付を受けた対象機器と同一の機器について申請することができません。
- 2 次に掲げる場合は、補助金の交付を取り消し、又は補助金の返還を求めます。
- (1) 対象機器の設置を中止したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 対象機器の状況報告に関する確認の結果、是正措置を命ぜられ、これに従わなかったとき。
 - (4) 温室効果ガス排出削減に寄与するモニターの報告若しくはアンケートの回答を怠るなど、市長が依頼する事項に協力しないとき。
 - (5) 市長が定める管理期間を経過しないうちに、対象機器を処分したとき。

同 意 書

千歳市エコチャレンジ補助金交付申請に伴い、納税調査(滞納の有無を確認すること)について、同意いたします。

千 歳 市 長 様

年 月 日

住 所 _____

申 請 者 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日

様

千歳市長

千歳市エコチャレンジ補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千歳市エコチャレンジ補助金について、審査の結果補助金の交付を決定したので通知します。対象機器の設置後は、直ちに添付している千歳市エコチャレンジ補助金対象機器設置等状況報告書（第4号様式）を提出してください。

なお、補助金は、状況報告書の内容の審査により対象機器が適正に設置されていると認めるときは、補助金確定額について通知します。

記

- 1 補助金交付金額 金 円
- 2 補助事業等の適正な執行のため必要と認めるときは、事業等の遂行の状況に関して報告を求め、又は調査することがあります。
- 3 交付の条件は、次のとおりとします。
 - (1) 補助金申請書の記載事項を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得ること。
 - (2) 対象機器の設置を中止する場合は、速やかに市長に届け出ること。
 - (3) 対象機器の設置が完了し、工事代金の支払いが終了した日から30日以内かつ当該申請年度の3月15日までに状況報告書等を提出すること。
 - (4) 次の各号のいずれかに該当したときは、決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは返還を求めます。
 - ① 対象機器の設置を中止したとき。
 - ② 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ③ 対象機器の状況報告に関する確認の結果、是正措置を命ぜられ、これに従わなかったとき。
 - ④ 温室効果ガス排出削減に寄与するモニターの報告若しくはアンケートの回答を怠るなど、市長が依頼する事項に協力しないとき。
 - ⑤ 市長が定める管理期間を経過しないうちに、対象機器を処分したとき。

第3号様式（第11条関係）

千歳市エコチャレンジ補助金対象機器設置計画中止届

年 月 日

千歳市長 様

住 所
報告者 氏 名 印
電話番号

年 月 日付け千歳市指令補助第 号により千歳市エコチャレンジ補助金の交付決定を受けましたが、次の理由により対象機器の設置が困難となりましたので、千歳市エコチャレンジ補助金交付要綱第11条の規定により届出ます。

（対象機器設置計画中止の理由）

第4号様式（第12条関係）

千歳市エコチャレンジ補助金対象機器設置等状況報告書

年 月 日

千歳市長 様

住 所
報告者 氏 名 印
電話番号

千歳市エコチャレンジ補助金の対象機器を次のとおり設置したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 対象機器

(1)

機 器 名	_____ ※太陽光発電システムの場合 (公称最大出力 _____ kW, モジュール _____ 枚)
メーカー・形式	
着手・購入 年 月 日	着手 年 月 日 購入
工事完了 年 月 日	年 月 日

(2)

機 器 名	_____ ※太陽光発電システムの場合 (公称最大出力 _____ kW, モジュール _____ 枚)
メーカー・形式	
着手・購入 年 月 日	着手 年 月 日 購入
工事完了 年 月 日	年 月 日

(3) 添付書類

- ① 設置した対象機器及び家の外観写真（既存住宅の場合は、工事前後の外観写真）
- ② 対象機器の支払い領収書の写し（新築や機器付建売住宅の購入の場合等で領収書が一括となっている場合は、機器にかかる費用の販売者による証明が必要です。）
- ③ 対象機器の保証書の写し
- ④ 電力会社との電力受給契約書の写し（太陽光発電システムに限る）
- ⑤ 申請者名義の建物の登記事項証明書等〈写し可〉（未提出な場合）
- ⑥ 転入者は新住所の世帯全員の住民票（未提出な場合）

千 第 号
年 月 日

様

千歳市長

千歳市エコチャレンジ補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった千歳市エコチャレンジ補助金について、審査及び設置状況を確認した結果、次のとおり補助金額が確定したので通知します。

なお、補助金の交付については、補助金請求書により指定された金融機関の口座に振り込むこととします。

記

- 1 補助金交付確定金額 金 円
- 2 交付の条件は、次のとおりとします。
 - (1) 住宅における温室効果ガス排出削減に寄与するエネルギー利用又は自動車利用等の状況を連続する1年間においてモニターし、毎月の集計結果を市長に報告すること。
 - (2) 機器の設置及びエネルギー利用又は自動車利用等の取り組みに関するアンケートに回答すること。
 - (3) その他市長が依頼する事項に協力すること。
 - (4) 対象機器は、善良な管理のもとに維持すること。
 - (5) 次の各号のいずれかに該当したときは、決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは返還を求めます。
 - ① 対象機器の設置を中止したとき。
 - ② 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ③ 対象機器の状況報告に関する確認の結果、是正措置を命ぜられ、これに従わなかったとき。
 - ④ 温室効果ガス排出削減に寄与するモニターの報告若しくはアンケートの回答を怠るなど、市長が依頼する事項に協力しないとき。
 - ⑤ 市長が定める管理期間を経過しないうちに、対象機器を処分したとき。
 - ⑥ 補助金の返還を命ぜられ、これを返還期限までに納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に基づいて計算した延滞金を納付しなければなりません。

千歳市長 様

住所 千歳市

氏名

印

千歳市エコチャレンジ補助金請求書

千歳市エコチャレンジ補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求いたします。

請求金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円

振込先

金融機関名		本・支店名							
預金種目	1 普通 2 当座 3 ()	口座番号							
	※○で囲んでください。								
フリガナ									
口座名義									

注1 記載内容の訂正は、同じ印鑑での訂正印をお願いします（修正液での訂正はできません。）。

2 ただし、「請求金額」の訂正はできません。書き損じた場合は、あらためて請求書を記載していただきますのでご連絡ください。

第7号様式（第14条関係）

千歳市エコチャレンジ補助金財産処分承認申請書

年 月 日

千歳市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号 印

千歳市エコチャレンジ補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1 処分する財産（対象機器）

補助年度	年度	補助金額	円
補助金交付額確定日	年 月 日	第	号
対象機器		メーカー・型式	
補助事業者名 (補助金の受給者)			
設置場所	千歳市		

2 処分の方法（該当する処分方法に☑マークを記入してください）

- 売却 譲渡 交換 貸与 廃棄
その他（具体的に記入してください）

()

3 処分の予定日

年 月 日

4 処分の理由

()

千 第 号
年 月 日

様

千歳市長

千歳市エコチャレンジ補助金財産処分承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった千歳市エコチャレンジ補助金財産の処分について、下記のとおり決定しましたので、千歳市エコチャレンジ補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

記

承認・不承認の別	<input type="checkbox"/> 承認 ・ <input type="checkbox"/> 不承認		
補助年度	年度	補助金額	円
補助金交付額確定日	年 月 日	第	号
対象機器		メーカー・型式	
補助事業者名 (補助金の受給者)			
設置場所	千歳市		
処分予定日	年 月 日		
処分の方法	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 貸与 <input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> その他 ()		
承認・不承認の理由			

千歳市エコチャレンジ補助金財産処分報告書

年 月 日

千歳市長 様

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

千歳市エコチャレンジ補助金交付要綱第14条第4項の規定により、財産の処分をしたので、報告します。

記

1 処分した財産（対象機器）

補助年度	年度	補助金額	円
補助金交付額確定日	年 月 日	第 号	
対象機器		メーカー・型式	
補助事業者名 (補助金の受給者)			
処分日	年 月 日		

2 添付書類

以下の書類を添付すること。

- ① 処分した日を証明する書類（写し可）
- ② その他市長が必要と認める書類

千 第 号
年 月 日

様

千歳市長

千歳市エコチャレンジ補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千歳市指令補助第 号により交付決定した千歳市エコチャレンジ補助金について、下記のとおりその全部（一部）を取り消したので、千歳市エコチャレンジ補助金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

記

- | | | |
|-------------|----------|----------|
| 1 補助金交付決定額 | <u>金</u> | <u>円</u> |
| 2 取消額 | <u>金</u> | <u>円</u> |
| 3 取消後の交付決定額 | <u>金</u> | <u>円</u> |
| 4 取消理由 | | |

千 第 号
年 月 日

様

千歳市長

千歳市エコチャレンジ補助金返還命令書

年 月 日付け千歳市指令補助第 号により交付決定した千歳市エコ
チャレンジ補助金について、千歳市エコチャレンジ補助金交付要綱第16条第1項の規定に
より、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還方法 別に市長が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 上記2の返還期限までに納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの
日数に応じ、その未納付額につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭
和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和
30年政令第255号）に基づいて計算した延滞金を市に納付すること。